

高等学校魅力化推進事業実施要項

1 事業の趣旨

岡山県立高等学校教育体制整備実施計画を踏まえ、時代をリードする教育内容等を研究し、新学科等の設置を目指すリーディングモデルと、3学級規模の高校が地域との連携の在り方等を研究し、配置したコーディネーターを活用した地域との連携促進など、教育の質を確保した魅力づくりを図るリージョナルモデルを指定し、県立高校の魅力化を推進する。

2 事業の内容等

(1) 事業の内容

ア リーディングモデル（以下「LM」という。）

時代をリードする教育内容等を研究し、新学科等の設置を目指す。

イ リージョナルモデル（以下「RM」という。）

高校が地域との連携の在り方等を研究し、教育の質を確保した魅力づくりを図る。

(2) 指定校

県教育委員会は、LMとして各大学科の中心的な高校、RMとして第1学年の生徒募集定員が3学級の高校の中から、それぞれ指定する。指定校は、別表のとおりとする。

(3) 指定期間

別表のとおりとする。

(4) 事業の進め方

ア 事業計画書の作成

指定校は、各年度の事業計画書を作成し、高校教育課長あてに提出するものとする。その際、事業内容等を示す体系図等、参考資料があれば添付するものとする。事業計画書には、(5)にある内容を含める。

イ 事業の報告等

指定校は、各年度末に事業報告書を作成し、高校教育課長に提出するものとする。また、高校教育課長の求めに応じて、随時事業の実施状況等を報告するものとする。

ウ 指定校への支援

県教育委員会は、指定校における取組が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行うとともに、他事業等との連携を図る。

(5) 内容

ア LM

(ア) 研究テーマ

研究の趣旨や3年間の研究を踏まえた新学科等の設置など

(イ) 研究体制

研究を進めていく上での校内組織及び連携する大学、企業、研究機関等の外部機関など

(ウ) 研究内容

a 企業や大学等と連携した最先端の体験

b 最先端の知識や技術を継続的・発展的に学習することができる機会の充実

c 大学教育の先取り履修を大学で単位認定する取組

d より高度な知識及び技能を身に付けた社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成に向け、先進的で卓越した取組や理論の学習の推進

e その他

(エ) 研究方法

- a 教育内容についてのニーズ把握
- b 先進校視察及び大学・企業訪問による調査
- c 外部指導者による教職員研修
- d その他

イ RM

(ア) 研究テーマ

高等学校における地域の連携の在り方など

(イ) 研究体制

研究を進めていく上での校内組織及び地域連携組織、地域協働活動コーディネーターなど

(ウ) 研究内容

- a 地域と連携した高校の魅力化・活性化に向けた取組
(地域の産業や文化、地域課題解決に関する探究的な学習など)
- b 地元自治体や企業等からの高校への支援方策
- c 学校と地域をつなぐ人材(地域協働活動コーディネーター)の在り方
- d 地元中学校からの進学率の向上方策
- e 地元以外(全国)からの進学者増加方策
- f 学校の魅力や取組の情報発信・広報の充実
- g 事業終了後の取組の継続性
(コミュニティ・スクールの導入、地域連携組織の運営方法など)
- h その他

(エ) 研究方法

- a 教育内容についてのニーズ把握
- b 先進校視察及び大学・企業訪問による調査
- c 外部指導者による教職員研修
- d その他

(6) 地域連携組織(RMのみ)

指定校は、指定校及び地元自治体、企業、大学、NPO法人等からなる地域連携組織を置き、会議を年3回程度開催し、地域との連携の在り方等を研究し、教育内容の質の確保・向上に向けた高校の魅力化を推進する。

(7) 地域協働活動コーディネーター(RMのみ)

指定校は、地域協働活動コーディネーターを置き、地域と協働した教育活動を推進する。

その人選は指定校が年度毎に行う。指定校は任用具申書、履歴書、健康診断書を高校教育課長あてに提出し、県教育委員会が選考及び任用を行う。ただし、地元自治体等が独自に、指定校に対して地域と協働した教育活動を推進するコーディネーターを配置する場合については、この限りではない。

ア 職務

岡山県教育委員会の命を受け、法令及び条例等の定め並びに校長の指示に従い、次に掲げる職務を行う。

(ア) 指定校が実施する教育活動に対して、事業の趣旨に沿った提案や実施の補助を行うこと。

(イ) 自治体、企業、大学、NPO等の外部機関と連携した教育活動を実施する際に、外部機関との連絡・調整を行うこと。

(ウ) 指定校が設置する地域連携組織の会議へ参加すること。また、地域連携組織に係る業務の補助を行うこと。

(エ) その他教育委員会が必要と認める事項

イ 任用期間

任用の日から同日の属する年度の末日までの間で設定（年間372時間以内）

ウ 資格

資格の有無は問わない。

エ 任用、報酬、勤務形態その他の勤務条件等

別に定める「地域協働活動コーディネーター設置要綱」による。

(8) 評価指標の設定（RMのみ）

指定校は、目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した評価指標を設定し、毎年度の実績値を高校教育課長に報告するものとする。

3 経費

(1) 指定校への支援

県教育委員会は指定校に予算を配分し、予算の範囲内で、事業の実施に要する経費を支出する。

(2) 対象範囲等

指定校で作成する事業計画書に基づき、高等学校の魅力化・活性化に資する活動経費として適当と認められるものとする。

(例) 先進校視察、自治体訪問等に係る経費

(例) 講演会、発表会、教職員研修に係る経費

(例) 広報誌等の作成に係る経費

(例) 地域連携組織会議や地域協働活動コーディネーターに係る経費（RMのみ）

※ただし、施設・設備の維持管理及び修繕に係る経費は対象としない。

(3) 支出科目

対象とする支出科目は、原則として次のとおりとする。

ア LM

報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料

イ RM

報酬 共済費 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料

(4) 適正な執行の確保

執行に当たっては、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）その他の規定に基づき、適正に処理するものとする。

4 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表

モデル	指定期間		指定校
LM	令和元年度～令和3年度		岡山朝日、岡山工業
RM	第1期	令和元年度～令和3年度	笠岡工業、笠岡商業、高梁城南、鴨方、和気閑谷、矢掛 ※和気閑谷は、文部科学省事業「地域との協働による 高等学校教育改革推進事業」において実施。
	第2期	令和2年度～令和4年度	邑久、林野